

# 兵庫県公報

令和4年3月30日 水曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 条 例

ページ

- 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）…………… 1

## 公布された法令のあらまし

### ◎兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

令和2年の国勢調査人口の結果を踏まえ、兵庫県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数等について所要の整備を行うこととした。

## 条 例

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県条例第6号

#### 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和41年兵庫県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

豊岡市	豊岡市の区域	1人
-----	--------	----

」

を

「

豊岡市及び美方郡	豊岡市並びに美方郡香美町及び新温泉町の区域	2人
----------	-----------------------	----

」

に改め、同表美方郡の項を削り、同表備考2中「西宮市」を「明石市」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 相生市の区域については、令和9年以降の最初の一般選挙から法第271条の規定を適用しないこととし、他の区域と合わせて1選挙区とする等必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。